

※二重枠線内の法律及び省令並びに表 1 及び表 2 の黒字箇所については、  
施行済み又は意見公募済みであるため、本意見公募の対象外とします。  
※本通達案中、「令和 8 年度以降の海上運送法施行規則」については、  
現在改正作業中であるため、変更の可能性があります。

国海安第〇〇〇号  
令和〇年〇〇月〇〇日

地方運輸局等海上安全環境部長  
北陸信越運輸局海事部長  
（内閣府）沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

海事局安全政策課長  
（公印省略）

## 安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法（仮称）について

海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）、海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）及び海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和 6 年国土交通省令第 43 号）の施行に伴う運用方法はこの要領の定めるところによるものとする。

### 第 1 定義

この通達においては、以下のとおり定義する。

- (1) 「小型船舶」とは、総トン数 20 トン未満の船舶をいい、「大型船舶」とは、総トン数 20 トン以上の船舶をいう。
- (2) 「旅客運送船舶運航事業」とは、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業及び一般不定期航路事業をいう。また、「旅客運送船舶運航事業者」とは、旅客運送船舶運航事業を営む者をいう。
- (3) 「登録事業者」とは、対外旅客定期航路事業者、貨客定期航路事業を営む者及び一般不定期航路事業を営む者をいう。
- (4) 「貨物船」とは、貨物のみの運送の用に供する船舶をいう。

### 第 2 安全統括管理者に求められる実務経験について

#### ○海上運送法

（安全統括管理者資格者証の交付）

第三十二条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

- 一 総合安全統括管理者試験 総合安全統括管理者資格者証
- 二 大型船舶安全統括管理者試験 大型船舶安全統括管理者資格者証

三 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶安全統括管理者資格者証

○海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令  
(輸送の安全に関する実務の経験)

第三条 法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 総合安全統括管理者試験 次のいずれかの実務の経験

イ 人の運送をする船舶運航事業において大型船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。

ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二 大型船舶安全統括管理者試験前号イ又はロのいずれかの実務の経験

三 小型船舶安全統括管理者試験次のいずれかの実務の経験

イ 人の運送をする船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したと。

ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

安全統括管理者に求められる「輸送の安全に関する実務の経験」は、表1のとおりとする。なお、総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証に係る経験については、大型船舶の経験でなければならないこととする。また、これらに該当しない経験について実務経験として認める必要があると考えられるときは、国土交通省海事局安全政策課と協議することとする。

表1 安全統括管理者に求められる「輸送の安全に関する実務の経験」

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり） ＜黒字：省令（措置済） 赤字：本通達＞		現行			
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者、副運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理員（運航管理補助者）	3年以上
	船長又は乗組員としての業務			船長又は乗組員	
	－（※1行目に統合）			船舶の運航管理に関する業務	
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務			ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務	
	－（※一番下の行に移行）			ガイドライン等に規定する「安全マネジメント体制の確立、実施、維持」に相当する業務	
	（令和8年度より前の）安全統括管理者としての業務			－	
－			現に運航管理者	年数を問わない	
－			現にISMコードの管理責任者		
内航海運業及び遊漁船業等	船長としての業務 （自家用船は不可） （小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。）	3年以上	－	－	
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）5（4）1）に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	－	－	

### 第3 運航管理者に求められる実務経験について

#### ○海上運送法

(運航管理者資格者証の交付)

第三十二条の七 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

- 一 総合運航管理者試験 総合運航管理者資格者証
- 二 大型船舶運航管理者試験 大型船舶運航管理者資格者証
- 三 小型船舶運航管理者試験 小型船舶運航管理者資格者証

#### ○海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令

(船舶の運航に関する実務の経験)

第十五条 第三十二条の七第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 総合運航管理者試験 次のいずれかの実務の経験
  - イ 人の運送をする船舶運航事業の用に供する大型船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。
  - ロ 人の運送をする船舶運航事業の用に供する大型船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。
  - ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験
- 二 大型船舶運航管理者試験 前号イからハまでのいずれかの実務の経験
- 三 小型船舶運航管理者試験 次のいずれかの実務の経験
  - イ 人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。
  - ロ 人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。
  - ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

運航管理者に求められる「船舶の運航に関する実務の経験」は、表2のとおりとする。なお、総合運航管理者資格者証及び大型船舶運航管理者資格者証に係る経験については、大型船舶の経験でなければならないこととする。

表2 運航管理者に求められる「船舶の運航に関する実務の経験」

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり） <黒字：省令（措置済） 赤字：本通達>			現行		
船舶運航事業又は内航海運業	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)	船舶運航事業又は内航海運業	船長 (運航管理する船舶と同等以上の総トン数の船舶の経験が必要)	3年以上 (貨物船は6年)
	甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)		甲板部の職員 (運航管理する船舶と同等以上の総トン数の船舶の経験が必要)	5年以上 (貨物船は10年)
	機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)		機関部、通信部及び事務部の職員	7年以上
	運航管理者又は副運航管理者若しくは運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度より前の経験を含む。)	1年以上		運航管理の実務経験 (副運航管理者・運航管理補助者) (同等以上の規模の事業の経験が必要)	3年以上
船舶運航事業及び内航海運業等(遊漁船業等)	船長としての業務 (自家用船は不可) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	-	船長として乗り組む資格を有している (総トン数100トンの旅客船1隻の運航管理に限る。)	年数を問わない
-	-	-	-	公務員 (海事関係業務)	10年以上

#### 第4 安全統括管理者の選任要件について

○令和8年度以降の海上運送法

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者（※1）は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

- 一 当該事業の用に供する船舶が大型船舶及び小型船舶である場合 総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
- 二 当該事業の用に供する船舶が大型船舶のみである場合 総合安全統括管理者資格者証又は大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
- 三 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 総合安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

※1 旅客運送船舶運航事業者（令和8年度以降の海上運送法第19条の6、第19条の16第1項、第20条第2項、第21条の5及び第22条第2項において準用する場合）について同じ。（以下、第5～第8について同じ。）

安全統括管理者の選任について、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」は、以下の①から④までのとおりとする。

① 株式会社又は有限会社の場合

取締役又は日常的に行われる事業運営上の重要な事項を決定する会議に参画す

る者（役員等）

② 株式会社又は有限会社以外の形態の事業者の場合

取締役会に相当する会議又は日常的に行われる事業運営上の重要な事項を決定する会議に参画する者（役員等に相当する者）

③ 個人事業の場合

事業主

④ 地方公共団体の場合

日常的に行われる事業運営上の重要な事項の決定に参画する者（責任のある者。ただし、必ずしも管理職でなくてもよい。）

これらに該当しない者が選任された場合には、適切な者を選任するよう指導することとする。なお、安全統括管理者の選任義務違反は、行政処分等の対象となるため、指導してもなお適切な者の選任がなされない場合には、行政処分等の基準に従って対応することとする。

## 第5 運航管理者の選任要件について

○令和8年度以降の海上運送法

（運航管理者）

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一 運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合 総合運航管理者資格者証又は大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

二 運航を管理させる船舶が小型船舶である場合 総合運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

○令和8年度以降の海上運送法施行規則

（運航管理者の選任）

第七条の八 一般旅客定期航路事業者（※2）は、法第十条の六第一項の運航管理者を選任しようとするときは、事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他の船舶の運航に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数を選任しなければならない。

※2 旅客運送船舶運航事業者（令和8年度以降の海上運送法施行規則第19条の3、第20条の12、第21条の5、第21条の6、第22条の6、第23条の6及び第23条の10において準用する場合）について同じ。

運航管理者の選任について、具体的な人数の基準は設けないが、運航管理者として選任されていない者は運航管理者の職務を代行することができないことを踏まえ、運航管理に必要な人数（一人以上）を選任する必要がある。

## 第6 安全統括管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応について

○令和8年度以降の海上運送法

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一～三 (略)

安全統括管理者が災害、病気その他のやむを得ない理由により職務を行うことが困難になった場合には、原則として、運航を停止することとする。安全統括管理者が不在の状態<sup>1</sup>で運航した場合は、行政処分等の対象となるため、行政処分等の基準に従って対応することとする。

ただし、船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路について、災害、病気その他のやむを得ない理由により、職務を行うことが困難であるが、運航を継続する必要があるときは、事業の用に供する船舶に応じた安全統括管理者資格者証を有する者（役職は問わず、必ずしも管理職でなくともよい）を一時的に安全統括管理者として選任することとして差し支えない。（図1参照）

この場合において、所管地方運輸局長に選任届出書を提出し、当該安全統括管理者の選任期間を報告することとする。

なお、「災害、病気その他のやむを得ない理由」には、出張、研修、休暇その他の予見可能な事情や、単なる人事上の都合は該当しない。

また、「船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路」には、離島航路補助金の交付対象航路や、当該対象航路ではないがこの要件に該当すると認められる航路が該当する。

役職を問わない選任期間は、本来の管理者が職務を遂行できるようになるまで又は役職を伴った新たな管理者が選任されるまでの合理的な期間とし、役職を伴った新たな安全統括管理者を選任し、選任届出書を提出するよう指導することとする。それでもなお選任されないときは、行政処分等の基準に従って対応することとする。



図1 安全統括管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応

第7 同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13人未満である登録事業者の場合及び運航管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応について

○令和8年度以降の海上運送法  
(運航管理者等の義務等)

第十条の七 運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務を行っている間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませるはならない。ただし、当該事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合であつて、当該一般旅客定期航路事業者が、国土交通省令で定めるところにより、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）を配置しているときは、この限りでない。

○令和8年度以降の海上運送法施行規則  
(運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合)

第二十条の十一の三 法第十九条の十六第一項において準用する第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 同時に運航する船舶が小型船舶（旅客船を除く。）一隻のみの事業の場合（※3）

二 次のいずれにも該当する場合（※4）

イ 災害、病気その他のやむを得ない理由により、他の運航管理者がその職務を行うことが困難であること。

ロ 船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路であること。

2 前項第一号の場合において、法第十九条の十六第一項において準用する第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該運航管理者に国土交通大臣が指定する講習を受講させ、かつ、当該船舶が運航中であるときは、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者であつて当該講習を受講したものを事業場又は事務所に配置しなければならない。（※3）

3 第一項第二号の場合において、法第十九条の十六第一項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該船舶が運航中であるときは、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者を事業場又は事務所に配置しなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該従業者及びその期間を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。（※4）

※3 登録事業者（令和8年度以降の海上運送法施行規則第20条の12、第21条の5、第21条の6、第23条の6及び第23条の10において準用する場合）について同じ。

※4 一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者（令和8年度以降の海上運送法施行規則第7条の11（令和8年度以降の海上運送法施行規則第19条3及び第22条の6において準用する場合を含む。））について同じ。

運航管理者の選任について、陸上に運航管理者がいない状態になった場合には、原則、運航を停止することとする。運航管理者が不在の状態でも運航した場合は、行

政処分等の対象となるため、行政処分等の基準に従って対応することとする。(図2参照)

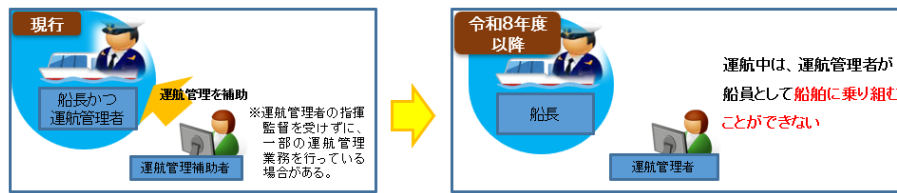


図2 運航管理者の船舶への乗り組みについて

ただし、追加の講習を受講した運航管理者(船長等)と追加の講習を受講した常時連絡を取ることができる陸上要員を配置した場合に限り、「同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満(小型船舶)かつ旅客定員が13人未満である登録事業者」は、運航管理者を船舶に乗り組ませても差し支えないこととする。

図3に示すとおり、船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路について、災害、病気その他のやむを得ない理由により、運航管理者(A:陸上)がその職務を行うことが困難であるが、運航を継続する必要があるときは、一時的に運航管理者(B:船長等)が船舶に乗り組んでも差し支えない。(A及びBにあたる者の他に運航管理者がいない場合に限る。)

なお、「災害、病気その他のやむを得ない理由」には、出張、研修、休暇その他の予見可能な事情や、単なる人事上の都合は該当しない。

また、「船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路」には、離島航路補助金の交付対象航路や、当該対象航路ではないがこの要件に該当すると認められる航路が該当する。

運航管理者を船舶に乗り組ませるときは、当該船舶の運航中は当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者を事業場又は事務所に配置することとし、あらかじめ当該従業者及びその期間を所管地方運輸局長に報告しなければならない。

この場合において、当該運航管理者及び陸上に配置される従業者が速やかに追加の講習を受講するよう指導する。

運航管理者を船舶に乗り組ませる期間は、他の運航管理者が職務を遂行できるようになるまで又は新たな運航管理者が選任されるまでの合理的な期間とし、新たな運航管理者を選任するよう指導する。それでもなお選任されないときは、行政処分等の対象となるため、行政処分等の基準に従って対応することとする。



図3 運航管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応

## 第8 運航管理者の外部委託について

○令和8年度以降の海上運送法

(運航管理者)

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により運航管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

○令和8年度以降の海上運送法施行規則

(運航管理者の選任等の届出)

第七条の十 法第十条の六第三項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～五 (略)

2 運航管理者の業務を第三者に委託しようとする者は、前項の運航管理者選任届出書には、委託契約の内容を記載した書類を添付するものとする。

運航管理者は自社従業員から選任することを原則とするが、以下の①から③までのいずれかの場合には、運航管理者として自社従業員以外の者を選任しても差し支えない。(図4参照)

- ① 外部運航管理者が、一の事業者の船舶についてのみ運航管理を行う(専従する)場合
- ② 外部運航管理者が、複数の事業者の船舶について運航管理を行う場合であって、以下のイからホのいずれも満たす場合
  - イ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶が同一の水域で運航を行うこと。
  - ロ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶の種類、大きさ等が類似していること。
  - ハ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶について、安全管理規程中、運航中止条件(発航中止条件、基準航行中止条件、入港中止条件)の内容が同一であること。
  - ニ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶について、外部運航管理者の下で、それぞれの安全管理規程に基づく安全教育及び重大事故を想定した訓練を合同で実施すること。
  - ホ) 外部運航管理者及び当該外部運航管理者に運航管理を委託した全ての事業者を含めた非常連絡表を作成し、全ての事業者の事故処理基準に掲載すること。
- ③ 会社法上の親会社又は子会社の従業員を外部運航管理者として選任する場合

ただし、運航管理者の選任の届出の際に、自社従業員以外から選任される運航管理者（以下「外部運航管理者」という。）と事業者との委託契約内容を確認し、運航管理者の職務の遂行が困難な契約の場合（例えば、外部運航管理者が行う職務の内容に、船舶の運航に関する計画を策定すること等の運航管理者の職務が位置づけられていない場合や、安全管理規程と整合していない契約の場合等）には、適切な委託契約を締結するよう指導することとする。

なお、外部の運航管理者が誠実にその職務を行わなかった場合等は、行政処分等の対象となり、委託を行った事業者も行政処分等の対象となることに留意する。



図4 運航管理者を外部委託できる形態

## 附 則

### 第1 適用

この通達は、令和8年4月1日から適用する。

### 第2 経過措置

令和8年度より前に旅客運送船舶運航事業を開始した旅客運送船舶運航事業者については、令和8年度の1年間は、本則第3に規定する経験を有している者又は従前、安全統括管理者の実務経験として認められてきた経験がある者を安全統括管理者として選任することを認める。

令和8年度より前に旅客運送船舶運航事業を開始した旅客運送船舶運航事業者については、令和8年度の1年間は、本則第4に規定する経験を有している者又は従前、運航管理者の実務経験として認められてきた経験がある者を運航管理者として選任することを認める。